

かすみがうら市議会 総務委員会資料

令和4年10月13日 市長公室秘書広報課

令和4年10月7日

かすみがうら市長 宮嶋 謙 様

(仮)選挙事務経験者等検証会議

投票用紙の同時交付に係る選挙事務検証結果報告書について

標記のことについて、別添のとおり提出します。

第1 はじめに

本報告書は、去る令和4年7月10日投開票で実施された「かすみがうら市長選挙・かすみがうら市議会議員補欠選挙」における投票方法について、投票用紙の同時交付が行われたことに対して、市議会等の一部から無効票を誘発させる投票方法で適切ではなかったのではないかと指摘を受けたことを踏まえ、経験者等による第三者的観点から事務的検証をするものである。

第2 検討内容及び方法

選挙管理委員会に提案する投票方法原案の作成段階において、投票用紙を同時交付する方式としたことについて合理性があったかどうかを確認する。本件で同時交付方式を採用したことについて客観的合理性が認められる特段の事情が確認できるかどうかについては、担当した職員からの聞き取りをもとに個々の意見をまとめることとする。

第3 担当者による説明及び主張

同時交付方式を採用した経緯について資料作成の事務方に確認したところ、告示・公示(参議院 6/22 公示、市長・市議選 7/3 告示)の時期が異なる複数の選挙であり、有権者も異なることから取り扱いに工夫が必要であったこと、投票所スペースの狭隘さにより十分な投票空間を確保できないと判断した箇所があったことから投票方法の公平性を確保するため全体を一律同時交付方式としたとの主張であった。

また、コロナ禍にあったため、投票者同士が密になることを避け、対流を確保し混雑を緩和する方法が必要不可欠であったことから当該方式を採用したとの主張もあり、このような点を総合的に勘案して総務課長を中心に原案をまとめたとのことであった。

第4 検討

1 選挙事務経験者の各委員において個々検討したところ、今回のように異なる選挙の投票用紙を同時に交付した事案は、明らかに投票用紙の様式が異なる最高裁判所裁判官の国民審査を除き、今回検証に参加した経験者はいずれも経験したことがなかった。

また、投票所に設置する一つの記載台に複数同時選挙の氏名等の掲示を貼付することについても、これまで過去に経験したことがなく、違和感を覚えたという意見があった。

そして、上記事務方担当者の主張及び経緯についても、対応の工夫により個別交付方式にて対応することは十分に可能だったと考えられ、今回の選挙にて同時交付方式を採用することに特段の事情があったとは考えられないという意見が強かった。

2 確かに、事務方担当者が主張するように、一部の投票所においては、投票場所の物理的スペースの問題、導線確保の問題や人員配置の問題等対応に配慮が必要な事項があったこと、その他備品不足の懸念等の問題があったこと自体は否定できない。

しかし、聞き取り調査の結果からは、事務方担当者が実際に各投票所の具体的状況等を

確認し、個別交付による対応が可能かどうかを十分に検討した形跡が伺えなかった。経験則に基づく記憶を頼りに、十分な議論、検討をしないまま個別交付が不可能と判断し、全体を一律に同時交付として取り扱うことを殊更優先した感も否めなかった。

選挙権の重要性を考えれば、過去の運営に捉われずに弾力的運営の観点を取り入れることは十分可能ではなかったかと思われる。

- 3 特に、今回同時交付方式を採用した一番の理由とする各投票所スペースの狭隘さにより十分な投票空間を確保できないと判断した点については、物理的スペースの問題があったのは一部投票所に限定されていたこと、仮にスペース上記載台を増設することができない事情があったとしても、記載台は1台に記載スペースが2つ設置されているのだから、片方を市長選、もう片方を市議選と使い分けることも可能であったと考えられるし、入口で入場者数を制限する等の措置によって記載台不足を解消する余地は十分であったと考えられる。

なお、事務方担当者は、個別交付とした場合、投票に時間がかかるため、投票者の滞留が生じ、密になる可能性があったとも主張するが、コロナ禍による投票者の密を避け、対流を確保する点は投票者の渋滞と相反するものであり、入口での人数調整を併用するなどすればむしろ密回避に寄与するとも考えられる。また、投票当時のコロナ禍の状況からすれば、入場制限をかけることへの投票者の理解も十分に得られたものと考えられる。

- 4 この他、聞き取り調査の結果から、記載台等備品確保については十分な検討がなされていたとは考えられないこと(むしろすでに十分に確保されていたとの指摘もあった。)、職員増員のための補正予算もすでに確保しており混乱を招かないよう各投票所の人員を増員することは可能な状況であったことが伺えた。

さらには期日前投票の初期の段階で同時交付方式に対する投票管理者や投票立会人からの指摘を受け、投票方法を見直ししている投票所もあったことから、告示日以降投票日まで間に同時交付方式が適切か否か見直すための時間的余裕も一定程度見込めたにもかかわらず特に改善に至らなかった点については、一般的合理性の観点から単純に疑問が残ると言わざるを得ない。

本来は、投票管理者や投票立会人からの指摘があった点を重く受け止め、異なる選挙の投票用紙の同時交付という選択を回避するための手法として、投票所内に案内人を配置することや記載台だけは別に設置すること、記載台のブースを選挙ごとに区分することなど、従来の形式にとらわれることなく、各投票所の現況に合わせ、スペースや記載台等の備品を最大限に活用した弾力的な運営に努めることが肝要であった。

現に数か所程度の投票所では、現場の判断で同時交付をせず、1枚ずつの個別交付に切り替えて実施していたところも見られたことから、同時交付回避可能性が十分にあったのではないかと推察できる。

事務方担当者は、公平性の確保から一律の対応を優先したとのことであるが、形式的公

平性を重視した結果かえってデメリットを増幅させてしまったのではないかとの印象を受ける。

- 5 そもそも、複数同時選挙において投票用紙の同時交付方式を採用した場合、用紙取り違い等の弊害や混乱が生じやすくなることは容易に想像でき、担当者が複数同時選挙に係る投票用紙の同時交付の与える影響について事前に十分、かつ、多角的に議論していれば、その影響の重大性を認識、考慮した原案となっていたはずである。

今後は、備品不足であれば計画的にそのような状況を回避しておくべきであり、導線の確保が難しいということであれば、投票所の計画的再編も視野に入れておかなければ同様の事態が繰り返されるおそれがある。今回の選挙を機に議論を重ね、見直すべきとの判断もあったのではなかったかと考えられる。

第5 まとめ及び提言

- 1 今回の投票方法が具体的に選挙結果に影響があったか否かについては、当会議が検証できるものではない。

しかし、「かすみがうら市長選挙・かすみがうら市議会議員補欠選挙」では、任期が大幅に変更されなければ、今後も市議会議員が辞職して市長選挙に立候補するということはあることであり、今後同様の事態を招来する可能性は小さくないことを考えると、客観的合理性を重視し、二度と今回のような指摘を受けないよう体制を整えておくべきである。

- 2 言うまでもなく、参政権は、国民主権原理実現のために憲法上保障された重要な権利である。

そして、国民が自分たちに代わって政策決定を行う代表者を選ぶ権利は、主権者と代表者を連結する手段として極めて重要な意義を持ち、選挙権は国民主権原理に立つ憲法のもとにおける国民の基本的な権利といえる。

また、地方自治の本旨は人権保障と民主主義とを実現するという点にあり、このためには地方の統治が住民の意思に基づいて行われるという住民自治が不可欠である。住民の選挙権は地方公共団体の意思決定に参加するための重要な権利である。

これら権利の重要性からすれば、投票に混乱を生じさせる恐れが極めて高い同時交付方式の採用は他に取らざる手段がない場合に限定して考えるべきであり、その判断には具体的な事情を踏まえた十分かつ慎重な検討を経ることが必要不可欠である。

事務方担当者には、選挙管理委員会に提案する投票方法原案は重要な権利と密接不可分であることを十分に認識し、今回の件を重く受け止め、今後市民の投票権が確実に行使できるよう、投票所運営の在り方について抜本的な見直しをし、改善することを強く求めたい。特に、複数同時選挙における個別交付方式採用の可否については、投票所内の配置を工夫する等代替措置について多角的な観点からの充実した議論のもと、今後最優先で見直し対応すべき事項と考える。

今後、疑義のない選挙の執行実現のため投票所運営側での最大限の努力と改善を期待する。

(仮)選挙事務経験者等検証会議委員名簿

○ 委員

整理番号	職	氏名	備考
1	弁護士	若林 侑加	座長
2	市民部長	大久保 定夫	総務課長経験者
3	教育部長	坂本 重男	総務課長経験者
4	税務課長補佐	鈴木 薫	選挙事務担当経験者
5	地域未来投資推進課課長補佐	君崎 高弘	選挙事務担当経験者
6	千代田義務教育学校地区公民館長	山口 由晃	選挙事務担当経験者
7	観光課長補佐	宮本 博之	選挙事務担当経験者

	市長公室長	横田 茂	事務局
	秘書広報課長	越渡 貴之	事務局